

## 亀山市告示第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和元年6月14日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 都市計画の種類及び名称

種類 亀山都市計画第一種市街地再開発事業

名称 亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業

### 2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

### 3 縦覧場所

亀山市産業建設部都市整備課都市計画グループ